

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、会社Aに雇用され、B県B市に所在するD寮内において調理業務に従事していたが、平成〇年〇月〇日午前10時10分頃、就労場所から自転車で帰宅途中、同市内の信号のない交差点に進入したところ、右方向から直進してきた普通乗用車と衝突し、負傷した（以下「本件事故」という。）。

同日、請求人は、E病院に受診し、「右大腿骨骨幹部骨折」と診断され、加療を続けた結果、平成〇年〇月〇日治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第12級の7に該当するものと認定し、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第12級を超えるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人及び請求代理人が主張する右下肢の短縮について、当審査会において一件記録を審査したところ、骨折部に短縮障害の原因となるような変形癒合等は認められないことから、労災保険法における後遺障害には該当しないと判断する。なお、平成〇年〇月〇日のCT検査図コピーが添付されているF医師作成の画像鑑定報告書については、大腿骨の中心部からはずれた部位（髄内釘が写っていない）における骨癒合前の計測のため、測定値11.6mmが骨短縮の数値を示すとは判断できない。また、下肢長の左右差1cmとされていることについては、平成〇年〇月〇日付自賠責診断書に記載されているだけであり、過去の診療録における記述や局医による再測定の数値がないため、この数値自体において、請求人の障害の状態を判断することはできないものである。

3 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害は障害等級第12級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。